

## 山口市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅・建築物の地震及び土砂災害に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めることを目的として、山口市内に存する住宅・建築物の耐震化促進事業を実施する者に対し交付する山口市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、第1号から第4号、第18号及び第21号に規定するものについては、国、地方公共団体、独立行政法人、その他公の機関が所有するものを除く。

- (1) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された、一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。
- (2) 多数利用建築物 昭和56年5月31日以前に着工された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条第1項第1号に掲げる建築物のうち、次に掲げる建築物をいう。（(3)に掲げる建築物を除く。）
  - ア 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が500㎡以上のもの
  - イ 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に限る。）で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
  - ウ 高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
  - エ 老人ホーム、老人短期入所施設、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター又はその他これらに類するもので、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
  - オ 病院又は診療所で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
- (3) 緊急輸送道路沿道建築物 昭和56年5月31日以前に着工された、耐震改修促進法第14条第1項第3号に掲げる建築物（木造住宅を除く。）で、山口市耐震改修促進計画に定める地震発生時の閉塞を防ぐべき道路の沿道建築物をいう。
- (4) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条第1項第1号及び第2号に規定する建築物をいう。
- (5) 地域防災計画 山口市地域防災計画をいう。
- (6) 避難路 山口市耐震改修促進計画に位置付ける避難路をいう。
- (7) 避難路沿道 避難路の沿道をいう。
- (8) ブロック塀等 組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）をいう。
- (9) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者をいう。

- (10) 建築士事務所 建築士法第23条に規定する登録を受けた建築士事務所をいう。
- (11) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が耐震判定委員会設置登録要綱に基づき登録した耐震判定委員会をいう。
- (12) 補強設計 耐震診断に基づく建築物の耐震改修を実施するために必要な図書の作成(建替えを行う場合に必要図書の作成を含む。)をいう。
- (13) 木造住宅耐震診断事業 木造住宅について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。
- (14) 木造住宅耐震改修事業 木造住宅の耐震性向上を目的として、耐震改修設計、工事監理及び耐震改修工事を実施する事業をいう。
- (15) 多数利用建築物耐震診断事業 多数利用建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。
- (16) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業 緊急輸送道路沿道建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。
- (17) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業 緊急輸送道路沿道建築物について、耐震改修工事を実施する事業をいう。
- (18) 住宅・建築物土砂災害対策改修事業 既存の住宅等について、土砂災害に対して安全な構造となる外壁の改修や塀の設置等を行う事業をいう。
- (19) 要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業 要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断の結果に基づく補強工事の設計(建替えを行う場合に必要図書の作成を含む。)を実施する事業をいう。
- (20) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業 要緊急安全確認大規模建築物について、耐震改修又は建替え工事を実施する事業をいう。
- (21) 避難路沿道等ブロック塀等除却事業 避難路沿道に存するブロック塀等で、当該避難路沿いに設置されているものについて、除却工事を実施する事業をいう。

(補助金対象事業要件)

第3条 補助金の交付対象事業は、次に掲げるものとする。ただし、同一の住宅・建築物について、山口県又は山口市から他の補助金、資金貸付、利子補給金等を受けている場合及び過去に同一事業の補助金を受けている場合は、補助金の交付対象事業としないものとする。

(1) 次に掲げる要件を全て満たす木造住宅耐震診断事業

ア 山口県木造住宅耐震診断員が評価する耐震診断であること。ただし、山口県木造住宅耐震診断員以外の者が評価する耐震診断の場合は、市長が山口県木造住宅耐震診断員と同等であると認めたものであること。

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づく耐震診断であること。

ウ イに定める診断方法により、上部構造評点を1.0以上にするための補強計画を行なうこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす木造住宅耐震改修事業

ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づく耐震診

断により上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を改修後1.0以上とする耐震改修であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

イ 建築士事務所に所属する山口県木造住宅耐震診断員が、アに示す上部構造評点の算出を実施する耐震改修事業であること。

ウ 土砂災害特別警戒区域内の住宅については、住宅・建築物土砂災害対策改修事業を併せて実施するもの又は実施したものに限る。

(3) 次に掲げる要件を全て満たす多数利用建築物耐震診断事業及び緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

ア 建築士事務所に所属する建築士が評価する耐震診断であること。

イ アに定める評価については、建築士法第3条から第3条の3において定める各資格における範囲で建築士が実施するものであること。

ウ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という。）に基づく耐震診断であること。

(4) 次に掲げる要件を全て満たす緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業

ア 構造が耐震上著しく危険であると認められる建築物又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められる建築物の耐震改修であること。

イ 耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものの耐震改修であること。

ウ 基本的な方針に基づく耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性があると評価された建築物を、倒壊し又は崩壊する危険性が低いと評価される建築物とする耐震改修であること。ただし、国土交通大臣が基本的な方針に基づく指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって評価する場合においては、当該方法によるものとする。

エ ウの評価は建築士事務所に所属する建築士により評価されたものに限る。

オ ウに定める評価については、建築士法第3条から第3条の3において定める各資格における範囲で建築士が実施するものであること。

(5) 次に掲げる要件を全て満たす住宅・建築物土砂災害対策改修事業

ア 対象となる住宅及び建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。

（ア）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内の住宅及び建築物であること。

（イ）建築基準法施行令第80条の3の規定について既存不適格であること。

イ 土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること。

(6) 次に掲げる要件を全て満たす要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業

ア 基本的な方針に基づく耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性があると評価された建築物であること。

イ 補強設計（建替え計画の策定を除く。）建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項に規定する建築士（対象となる建築物が建築基準法第20条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物に相当する場合にあっては、建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士に限る。）が実施

するものであること。

ウ 耐震改修計画の策定にあたっては、その耐震改修計画について、耐震判定委員会等の第三者機関の判定を受けること。建替え計画の策定にあつては、その建替え計画について建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けること。

エ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となる建築物であること。

(7) 次に掲げる要件を全て満たす要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業

ア 前号ア・エの要件を満たす事業であること。

イ 耐震改修にあつては、その耐震改修計画について、耐震判定委員会等の第三者機関の判定を受けたものであること。建替えにあつては、その建替え計画について建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けたものであること。

(8) 次に掲げる要件を全て満たす避難路沿道等ブロック塀等除却事業

ア 避難路沿道に存するブロック塀等を、全て除却するものであること。

イ 既存のブロック塀等について、基本的な方針に基づく耐震診断又は構造に応じた点検表（別表1又は別表2）による点検の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

ウ 既存のブロック塀等の高さが、避難路の地盤面から80cmを超えるものであること。

（補助金の対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条の事業を行う建築物の所有者又は補助事業を行う住宅等の建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に規定された、建物、敷地等を管理するために区分所有者全員で構成された団体とし、市税を滞納していない者に限る。ただし、特段の事由により所有者等が実施できない場合で、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において次に定めるとおりとする。

(1) 木造住宅耐震診断事業は、1戸当たり6万円（消費税及び地方消費税を除く。）以内を限度とする。

(2) 木造住宅耐震改修事業は、次に定めるとおりとする。

ア 補助対象額は、1戸当たり125万円（消費税及び地方消費税を除く。）以内を限度とする。

イ 補助金の額は、次に掲げる額の合計とする。

(ア) 補助対象額の80%以内、かつ、1,000円未満の端数を切り捨てた額。

(イ) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。

ウ 補助金の額は、イの補助金の額からあらかじめイ(イ)の額を差し引いて、イ(ア)の額を交付するものとする。

(3) 多数利用建築物耐震診断事業は、次に定めるとおりとする。

ア 補助対象額は、1棟当たり150万円（消費税及び地方消費税を除く。）、かつ、延べ面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内、延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,570円/㎡以内、延べ面積2,000㎡を超える部分は、1,050円/㎡以内を限度とする。

- イ 補助金の額は、補助対象額の2/3以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (4) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業は、次に定めるとおりとする。
- ア 補助対象額は、1棟当たり300万円（消費税及び地方消費税を除く。）、かつ、延べ面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内、延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,570円/㎡以内、延べ面積2,000㎡を超える部分は、1,050円/㎡以内を限度とする。
- イ 補助金の額は、補助対象額の2/3以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (5) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業は、次に定めるとおりとする。
- ア 補助対象額は、1棟当たり1,200万円（消費税及び地方消費税を除く。）、かつ、51,200円/㎡（耐震診断の結果、 $I_s$ （構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡）を限度とする。
- イ 補助金の額は、補助対象額の2/3以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (6) 住宅・建築物土砂災害対策改修事業は、次に定めるとおりとする。
- ア 補助対象額は、1件当たり330万円（消費税及び地方消費税を除く。）を限度とする。
- イ 補助金の額は、補助対象額の23%以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (7) 要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業は、次に定めるとおりとする。
- ア 補助対象額は、補強設計に要する経費の額から消費税及び地方消費税を除いた額で、かつ、延べ面積1,000㎡以内の部分は3,110円/㎡以内、延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,330円/㎡以内、延べ面積2,000㎡を超える部分は890円/㎡以内（建替えにあつては、従前建物の延べ面積とする。）を限度とする。
- イ 補助金の額は、補助対象額の2/3以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (8) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業は、次に定めるとおりとする。
- ア 補助対象額は、耐震改修工事に要する経費の額から消費税及び地方消費税を除いた額で、かつ、51,200円/㎡（耐震診断の結果、 $I_s$ （構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡）以内（建替えにあつては、従前建物の延べ面積とする。）を限度とする。
- イ 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象額の23%に $131/600 \times 100\%$ を加えて算出した額以内を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (9) 避難路沿道等ブロック塀等除却事業は、次に定めるとおりとする。
- ア 補助対象額は、除却に要する経費の額から消費税及び地方消費税を除いた額とし、1件当たり150,000円、かつ、1m当たり20,000円以内を限度とする。
- イ 補助金の額は、補助対象額の2/3以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### （補助金交付申請）

- 第6条 第3条に掲げる事業の補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1-1号、1-2号、1-3号、1-4号、1-5号、1-6号又は1-7号）及び事業実施計画書（様式第2-1号、2-2号、2-4号、2-5号、2-6号、2-7号又は2-8号）を市長に提出しなければならない。なお、住宅・建築物土砂災害対策改修事業の場合は事業実施計画書に代えて構造規定適合報告書（様式第2-3号）を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請を受理し、審査のうえ適当と認める場合は、補助金の交付の決定（以下、「交付決定」という。）を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）により前項の申請

者（以下、「補助対象事業者」という。）に通知するものとする。

（事業の着手）

第7条 事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

（事業内容の変更）

第8条 補助対象事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更する場合は、事業変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の変更の通知）

第9条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、審査のうえ、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、補助金交付変更通知書（様式第5号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（事業の中止）

第10条 補助対象事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとする場合は、事業中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（事業の完了報告及び補助金の交付）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した場合は、事業完了報告書（様式第7-1号）を、事業が完了した日から30日を経過した日又は事業完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。なお、住宅・建築物土砂災害対策改修事業の場合は、事業完了報告書（様式第7-2号）に加え施工報告書（様式第7-3号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の報告を受理し、審査のうえ適当と認める場合は、補助金の交付額を確定し、補助対象事業者からの補助金交付請求書（様式第8号）により補助金を交付するものとする。

3 補助事業の実施が翌年度にわたる場合は、翌年度の4月10日までに、年度終了実績報告書（様式第11号）及び概算払請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

（1）申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、補助事業者に対し補助金交付決定取消通知書（様式9号）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しに関し、既に補助金が交付されている場合は、補助対象事業者に対し補助金返還命令書（様式第10号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

(全体設計の承認)

第13条 補助対象事業者は、第2条第16号、第17号、第19号及び第20号の事業について工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金交付申請前に当該工事に係る事業費の総額、事業完了予定時期等について、全体設計の承認申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

当該工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項の申請書を受理し、審査のうえ適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(失効)

3 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する日限りで、その効力を失う。

(1) 国または山口県のこの事業に相当する事業が終了した日

(施行期日)

4 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

5 この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

(施行期日)

6 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。

(施行期日)

7 この要綱は、平成27年11月10日から施行する。

(施行期日)

8 この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

(施行期日)

9 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

(施行期日)

10 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

11 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

12 この要綱は、令和2年3月20日から施行する。

(施行期日)

13 この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

(施行期日)

1 4 この要綱は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

(施行期日)

1 5 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。